

平成26年度
宿毛市「林邸」建造物調査報告書

平成27年3月
宿毛市立宿毛歴史館



■ 林邸敷地全体屋根伏せ



■林邸正面道路側からの全景



■林邸正面門柱部分



■林邸正面門柱部分と建造物



■林邸正面築地塀左側



■ 林邸敷地内正面建造物



■ 林邸主屋建造物正面玄関



■ 林邸主屋建造物正面



■ 林邸主屋建造物正面玄関部分の彫刻類



■ 林邸主屋正面玄関部分の彫刻類



■ 林邸主屋正面玄関部分の舞良戸部分詳細



■ 林邸主屋正面玄関部分の式台部分と舞良戸



■ 林邸主屋正面玄関部分の照明器具

平成26年度
宿毛市「林邸」建造物調査報告書

平成27年3月
宿毛市立宿毛歴史館

目次

第1章. 建造物の概要	1
1. 林家文書について	2
2. 近代日本の住宅の変遷 - その時代区分と概要 -	4
3. 林邸の建造物の特徴	6
第2章. 建造物物件の現状写真	10
第3章. 建造物物件の図版	31
1. 位置図	32
2. 配置図兼1階平面図	33
3. 配置図兼屋根伏図	34
4. 1階平面図・2階平面図	35
5. 1階屋根伏図・2階屋根伏図	36
6. 1階・2階屋根伏図	37
7. 西側立面図	38
8. 北側立面図	39
9. 東側立面図	40
10. 南側立面図	41
11. A-A' 断面図	42
12. B-B' 断面図・C-C' 断面図	43
13. 展開図(大玄関・内玄関)	44
14. 展開図(座敷1)	45
15. 展開図(座敷2)	46
16. 展開図(座敷3・有造の部屋)	47
17. 展開図(有造の部屋・物置)	48
18. 展開図(書生部屋・2階監視部屋)	49
19. 展開図(2階客間)	50
20. 築地塀西面立面図	51
21. 築地塀南面立面図	52
22. 2階天井伏図	53

第4章. 宿毛市内の建造物	54
資料.	60

第 1 章. 建造物の概要

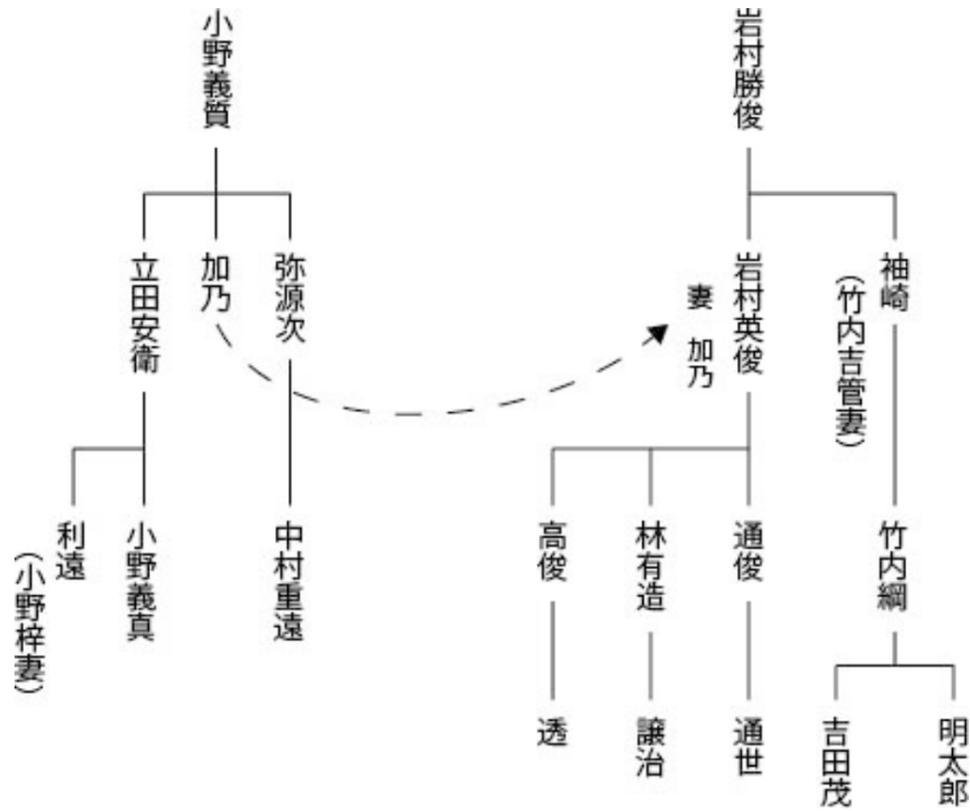
1. 林家文書について

ここにいう林家とは林有造 - 林讓治 - 林道と祖父・父・子の三代にわたり、それぞれ大臣となった林家のことで、そのもとは林包明の家系よりの分家である。

初代の林包福は時岡(林)包家の次男で寛政四年伊賀家に仕え、二代は養子の林茂次平で三十石の騎馬、三代が同じく養子の林有造で四代が林讓治である。

有造の実父は四十五石の岩村英俊(礪水)、実母は宿毛大庄屋小野義質の娘加乃で、その長男が岩村通俊、次男が有造、三男が岩村高俊で、三兄弟そろって出世したことでも有名な家系の出身である。

また有造は竹内綱及び小野義真、中村重遠、小野梓の妻利遠ともいこの関係である。



林有造は明治元年の戊辰の役が起こると、松山への斥候を命ぜられてその斥候日記を書き、その後領主の嫡男、伊賀陽太郎のお供をして竹内綱などとともに北越に転戦し、明治三年には板垣退助に代わって、普仏戦争視察の命を受け、アメリカ及びヨーロッパ各地をまわって見聞を広め、明治四年には三十才で高知県の民間初代の長官となったのである。

だが、明治十年の西南の役に呼応して、土佐でも挙兵の準備をし、有造はその首謀者として活躍したのであるが、その計画は露顕し、大江卓とともに禁獄十年の刑を受けて岩手の監獄に送られた。その獄中での日記の一部も現存している。

やがて明治十七年仮出獄を許された有造は、宿毛鷲洲へ新田の築造、片島での塩田開発、片島開港に尽力し、また遠く北海道小樽の築港埋立事業をも行った。それらの事業を有造は後に克明に記録として残している。

明治二十三年はじめて衆議院議員の選挙が行われたが、その時の演説草案も残っており、興味を引かれるが、明治二十五年の第二回総選挙では、いわゆる選挙大干渉をうけて苦勞して。有造はその後も含めて前後八回代議士に当選し、その間通信大臣、農商務大臣となっている。

林家にはこの有造に関する資料が多く保存されているが、今回はその一部の主要な記録のみをまとめることとした。

この外に有造日記や、膨大な量の書簡類があるが、この中には収めることができなかった。日記類は大部分書写して準備はできているが書簡類はほんの一部を整理しただけで、大部分はまだ手をつけていない、これらの書写完了には長年月を要することと思われるが、今後は是非とも印刷して資料を後世に残したいものである。

宿毛市資料も予算や予定の年数等の都合もあり、この一冊で一応完了することとなった、本書に納めたものは、有造の来歴、行動を知る上での貴重な資料ばかりであり、大半は彼自筆の記録である。

ただ、明治二十五年の選挙騒動の記録と、明治十年の土佐挙兵計画の真相だけは有造の記述ではないが、林家に保存されている資料であるとともに、有造に関係のある最も貴重な文献であるので、ここにのせることとした。

また本書に収めたものは、原文にはすべてカタカナを使用している。だがカタカナでは今後読むのに抵抗があるのではないかと考えすべてをひらがなになおし、濁点半濁点もつけ、難読の文字には時に読みがなを付した所もある。そのため原文はカタカナで濁点もなく読みがなも付していないと思っていただきたい。

林 有造

明治五年であったかと記憶しているが、余は江の口町の岡田氏が徳弘の伯父と親しかったので岡田氏の紹介で林有造氏方の書生となって明治六年同氏が外務省に転ぜられる迄、一年足らずの厄介になっていた。当時林氏は高知県大参事であったが、その上の長官が欠員であったのか、林氏は兎に角長官の仕事をしていたのである。同氏は三十二、三才位であったから実は元気旺盛なものであったが、如何なる故か妻子は郷里宿毛におかれ独身生活をしていた。五十才位の見苦しい飯炊き女が炊事や洗濯をしていた。その外に津野紀一毅一郎という二十才位の放縦な書生と大久保某という十六、七才の真面目な書生とがいたので、余を合わせて三人の書生が長屋に住んでいたのである。

林氏が県庁に出られると大久保は昼前に弁当を持参し、更に退庁時刻になると又大久保が迎えに行行って弁当箱を携えて供をして帰った。大久保に故障があると余も折々には大久保の代りをつとめたことがあった。又夜分など外出する時は大久保は提灯をもってついて行ったものであったが、時とすると余が代りをしたこともあった。こんな事で林氏の性格や動作は少年ながら多少観察して知っている。

廢藩置県の後であるし旧思想殊に格式に関する感情の旺盛な時であったので、山内家の家老以下士格の人々から見れば林氏は宿毛伊賀氏の臣という訳で(伊賀氏は家老の一人)陪臣が政權を握っているとみて大分感情をもたれた様子で、何かにつけ難問題をもちかけられた様であったが、林氏は論鋒鋭く之を撃破しているところを遠くから見たこともあった。又家に訪われた場合に議論しているのもきいた事があった。

林氏宅でも時々宴会があった。来客は県庁の主なる官吏であったが中には未だちよんまげを大事

そうに結び上げている人もあったので、酒酣な頃林氏はハサミをもって行ってそのチョンまげを切り取って大騒ぎをした事もあった。又酒の後には頻りに居相撲をやるのが常であった。併し、之に負けると立ち上って座敷で大相撲をやった事もあった。余は喧嘩ではないかと心配した事であった。林氏は夏は毎日行水をしたが、何時も飯たき婆が後に廻って流して居った。時によると余も代って流した事もあったが、裸体の林氏は肥っては居らなかった大きな体格であった。

或時山田地方に出張し物部側の井堰を視察せられたが、林氏は元来香美郡岩村の出身で帰途岩村に廻られた途中蛇のいるのを見つけていきなりその尾をつかんで遠方になげてしまった。こんな茶目をもせられたのである。明治六年外務省六等出使に転任したので余は津野氏と暇をもらったが大久保一人は東京へつれて行かれた。

明治十年西南の役が起った際、挙兵の計画をなして成らず、捕まえられて禁錮十年に処せられた。余はその捕らえられる少し前にその寓居に訪問したことがあった。明治十七、八年頃であったか仮出獄を許されて高知に帰られた。その際余は蓮池小学校の教員であったが高知市の旅館に訪問した。久しぶりの面会で殊に長い間在監の身であったから多いにやつれてるかと思いの外元氣旺盛であった。其後第一回衆議院議員として東京から帰られた時、片岡健吉氏と共に高岡町で報告演説をせられた事があって余も出席した。議会の成績について頗る憤慨した報告をせられた。明治三十年余が高知県簡易農学校教師でいた時、水産科生徒募集のため沿岸を歩いて宿毛まで行って見ると丁度林氏が宿毛の宅に帰っておられる事を聞いて早速訪問した。その際宿毛新田を作ったことの話を書いた事であった。林氏が仙台の獄におられる頃宿毛の有志が之を慰問して宿毛の疲弊を心配し救う方法について考えて貰いたいと述べた。そこで林氏は獄中に於て三策を立てた。一つは高知・宿毛間の道路を開く、一つは高知・宿毛間に汽車を運ばず、一つは新田を開いて移民を招来すると考え、仮出獄を許されると直ちに県庁に出頭し地方長官と協議し一々之を実行した。その中の新田は離島まで堤防を築いて之を埋立てたので面積百二十町歩の水田を造る計画であるが、この堤防を築くべき手腕ある石工は高知県では得られないので岡山県から傭って来てやらせた。堤防はかくして出来たが堤防内は今尚水深く土地を得た事は僅かに二十町歩にすぎないので、この二十町歩からの収入は僅かに堤防の修繕費にあてるにすぎないので、この事業は失敗に終わったのである。然るに個人としてはこの経験があったために小樽の築港を計画して約七万円儲けたという話であった。かつて片岡健吉氏から林氏は所謂活動的な人で決して唯徒然では居らないという話をきいた事があるが如何にもそうであると思った。その際林氏は君は何しに来たかというから余は水産科生徒募集のために来たと言えとそれは駄目である。そんな生徒を勧誘して歩いたからとて応ずる物は恐らくあるまいと評された。実にその成績は同氏の評の通りで甚だよくなかった。

後記

祖父は貴地出身で当地にて永眠致しましたが、たまたま祖父が少年時代にお世話になった方の中で板垣・片岡・林三氏のおもかげを書いていたので、お送りすることに致しました。勿論大した参考資料とは思いますが、実際に三氏に面会していただきましたので御一読賜りますれば光栄と存じます。

昭和三十五年十月二十五日
(稲垣益盛)



■ 林邸入口に建つ「林有造・讓治邸」説明版



■ 宿毛歴史館近くに建つ「竹内綱・明太郎記念碑」

2. 近代日本の住宅の変遷 – その時代区分と概要 –

明治以降の都市に立地する住宅を歴史的にふりかえってみると、およそ次の4期に分けられると思われる。

第1期(明治時代) – 江戸時代からの住宅型式が存続し、欧米の影響をうけながらも比較的安定した時期。

第2期(大正時代から第2次大戦前まで) – 大衆レベルで洋風化が浸透し、住宅の様相が大きく変化した時期。

第3期(第2次大戦中から戦後の10年間、つまり昭和30年くらいまで) – 戦争の空白期および戦前の状態への回復と洋風化がないまぜになって進行した時期。

第4期(昭和30年以後) – 洋風化がみかけ上は8割方完了し、しかし安定的、普遍的な住宅像が確立されていない現在。

この時代区分は、日本人の生活構造に関する日本生活学会の見解ともほぼ符合するものである。生活学会は、近世以後の日本人の生活構造の変化を規定して、①徳川中期までに原型ができ、②明治中期に定型化し、③大正から昭和初期にある変貌をとげ、④そして現在は最終的に解体しつつある、とした(『日本生活学会報』創刊号)。

住宅は、生活構造以上に物理的な条件に左右されるので一生活学会の規定で③と④の間に、戦争および戦後の10年を空白期・復興期として設定してみたのが、上記区分の考え方である。

以下に各時期の概要を記し、あわせて36件の住宅のうち該当するものを順次あげることとする。

第1期(明治時代)

明治時代の中産階級は、江戸時代の武士の伝統に生活の規範を求めた。したがって、住宅も武家屋敷を踏襲し、門構えのある、玄関や客間が優先する間取りが存続した(住宅1、2)。

南側奥の一番大きな部屋がその「ざしき」あるいは「客間」で、ふだんは使われず、もっぱら特別の行事 – 「ハレ」の場として用意されていたのである。「個室」という概念はないに等しく、ざしきと茶の間以外の部屋は「○帖」というように広さをもって呼ばれるか、「居間」と呼ばれるかした。この場合の居間は、居る部屋、という程度の意味で、大正以後の居間と同じではない。それぞれの部屋は襖や障子で仕切られて、周囲をめぐる縁側で結ばれていた。

建築家や知識人たちが、やがて、この間取に対して、接客本位にすぎる、プライバシーが守られないなどの批判をよせるようになった。しかしこの間取の系統は、以後も長く命脈を保った(住宅9)。

一方、西欧文明の輸入にともなって洋館が建てられ(住宅3)、その縮小版が「洋風応接間」として従来の和風住宅に付属しはじめた(住宅4、5)。この洋風応接間は、以後の日本人の生活の特徴づける和洋折衷の象徴で、中産階級のシンボルとして第2次大戦前までかなり一般的であった。

第2期(大正時代から第2次大戦前まで)

この時期は、住宅市場の一代変革期である。「居間」および「個室」があらわれ、台所が「座式」から「立ち働き式」に変化し、そして「中廊下型平面」、「居間中心型平面」が成立、定着した。この一連の変革には、第1次大戦後ヨーロッパで盛んになった生活改善運動が反映している。

「中廊下型平面」は、玄関に続く廊下をはさんで、北側にサービス諸室、南側に居室を配列する平面の型式である。単純明快で、しかも第1期の住宅平面との親近性が強いことからか、ほとんど現在にいたるまで日本住宅の主要な平面になっている(住宅6, 7, 13, 14, 16)。

一方「居間中心型平面」は、居間を中心にしてまわりに諸室を配置する平面で、少なくとも居間だけは洋室にしなければならない。そしてこの洋室は、洋風の外観とあいまって、いわゆる「文化住宅」を形成したのであった(住宅8, 10, 11, 12)。

この両者が、大正から昭和にかけての住宅平面を代表するのであるが、その成立過程で、和風住宅にあっては「茶の間」が「次の間」にとってかわり、洋風住宅にあっては居間が住宅の中心になったのである。「居間」という言葉自体も、「リビングルーム」の訳語としてこの時期に改めて採用されたものであった。居間とともに個室も出現し、「子供室」や「主人寝室」などの名称が平面図上に明記されるようにもなった。また立ち働き式台所は、生活改善運動の成果であると同時に、ガス、水道、電気などの普及によるところが大きい。

これらの変化を一言でいえば一もちろん客間や洋風応接間は存続しているものの、接客本位あるいは主人本位の住宅から、家庭生活本位、家族本位の住宅への転換、少なくとも転換の端緒といえることができる。このような変化をもたらしたのは、都市における中産階級の拡大と、それに支えられた大正文化主義、国際主義の風潮であろう。

この間、欧米の建築思想の流入も急速で、「セセッション」や「インターナショナル・スタイル」の住宅も試みられた(住宅15)。

第3期(第2次大戦中から戦後の10年間)

第2次大戦中は、住宅の正常な建設がとどえた空白期である。そして戦後は、極端な住宅不足とその弥縫のためのバラックや極小住宅の建設にはじまった。全国の住宅の3分の1、都市の住宅の2分の1、が不足しているといわれ、新しく建設される住宅は「小住宅」たらざるを得なかった。

この状況に、アメリカ流の合理主義、機能主義、そして戦中からおこなわれていた住宅研究が結びついて、新時代の住宅 – 「国民住宅」が構想されたのである。国民住宅の理念は、①寝食の分離、②就寝の分離、③家事労働の低減の3項目に要約できる。

これにそって、小面積をさらに区分けした「公営住宅」が建てられ、一方では住宅以外の仕事も失った建築家が、「最小限住宅」や「一室住居」を提案することになった(住宅17, 19)。

前者は機能を満足させながら文字どおり最小限の容積を意図した住宅、後者は一戸の住宅が単一の空間からできているような住宅を各々意味している。一室住居は最小限住宅と異なり、特に狭小な住宅のために考えられた平面の方法ではない。しかし現実には小住宅として現れざるを得ず、逆に最小限住宅の平面は一室住居的に展開する傾向があるので、両者は似たような姿をとることになるのである。

その一室住居は、欧米のユニバーサルスペース(均質空間)の思想を導入したものであるが、日本の伝統的な建築空間との類似や、襖、障子の意識的な援用が顕著で、「新日本調デザイン」と喧伝された(住宅20, 21)。

いずれにしろ、極度に貧しい住宅事情が、明治時代からいわれてきた合理的住宅、家族本位の住宅をはからずとも実現することになったのである。戦前の客間はずいぶん復活しなかった。政府が持家推進のために「住宅金融公庫」を設立したのもこの時期である(住宅18)。

第4期(昭和30年以後)

急激な経済成長が、たとえば人口の都市集中、核家族化、消費革命、都市的生活様式の普遍化など、国民生活に重大な変動をもたらした時期である。

この間、一般の住宅にもっとも大きな影響を与えたのは「公団住宅」である。公団住宅の平面は、台所兼食事室に個室を想定した2,3の和室を付属させた「DK方式」といわれるものである。日本的住宅事情の下でかろうじて実現された「寝食分離、就寝分離＝近代的住宅」であったが、このスタイルは集合住宅、戸建住宅を問わず日本中に普及した。また、プレハブ住宅、ユニット住宅、ツーバイフォー住宅など新しい工法による住宅が登場し、いわゆる商品化住宅が住宅生産と住宅スタイルの動向を少なからず規定する力になった。(住宅27, 31, 34, 35, 36)。

建築家や住宅メーカーは、土地問題や環境問題など多くの制約をかかえて(住宅群26)、しかし戦後すぐとは比べ物にならない豊かな時代を背景に、都市型住宅に対する種々の提案、試行をおこなっている。平面においてもデザインにおいても百花繚乱の趣があるが、これらを乱暴にまとめると、次のような特徴があげられるだろう(住宅22, 23, 24, 25, 28, 29, 30, 32, 33)。

- ① 木造住宅の他に、鉄筋コンクリート造などの住宅も多くなった。
- ② 敷地が狭小で、しかも床面積拡大の欲求が強いので、2階建以上が普通であり、地下室もまれにみられる。
- ③ 周囲の悪い環境から生活空間を守るため、外側を固めた閉鎖的な建物をつくり、内や上に向かって開かれる平面が増えた。
- ④ 空間の水平的な連結に加えて、上階と下階の連結が重要になり、吹抜的な扱いも多用されるようになった。
- ⑤ 住宅の内外にわたる「洋風化」がすすみ、部屋の過半が洋室になった。しかし和室も焼失したわけではなく、客室、予備室などとして付随することが多い。
- ⑥ 居間が住居の中心になり、それと対応して夫婦寝室、子供室、もほぼ完全に定着した。
- ⑦ 各種の設備や什器が増えて、その置き場所や収納にかなりの面積を必要とする。

このような特徴は、なにも建築家やメーカーの設計した住宅にのみ現れたものではなく、多かれ少なかれ都市に立地する住宅に普遍的である。つまり現代日本の住宅は、全体としてみても居間と個室が確保され、近代的住居としての体裁をととのえたようである。しかし、居間という空間がわれわれ日本人の生活にどの程度受け入れられているか、疑問がないではない。また、ここにきて家族関係に大きな変化がおこりつつあり、居間や個室の意味が問いなおされねばならない事態にたちいたっている。

なお、下の図表は、次ページ以下に掲載する36件の住宅各々の後世とその変遷を把握するため、便宜的に作成したものである。方法上の問題もあるが、だいたいの傾向はつかめると考える。加藤、山下両氏の対談、解説の参考にさせていただきたい。

接客本位の構えと間取

明治維新後、都市には新政府をはじめ諸会社、商社、新聞社などに働く俸給生活者 - サラリーマンが増加した。数から言えば全人口の数パーセントにすぎないが、彼らこそ文明開化の推進者であり、都市生活の体現者だった。

彼らの出身階層はほとんどが旧武士であり、武士的伝統が彼らの生活規範をなしていた。住宅も当然、江戸時代以来の武家住宅を踏襲したものである。しかもこの住宅形式は、士農工商の身分制度廃止にともなって士族以外の階層にも普及することになった。

武家住宅には、門構えと玄関、それに床の間つきの座敷(客間)が不可欠である。原則的な間取は、その玄関と客間、次の間、および茶の間と台所で構成される。客は玄関から上がって次の間を経て客間に通される。客間はいちばん奥の部屋であり、同時に南に面する一番広い部屋でもある。もっとも格式が高く、家人は冠婚葬祭など特別のとき意外に立ち入ることが許されなかった。

これに対して茶の間は、狭い上に多くは台所に接して設けられているので、南面することは稀である。個室はなく、主人以外の家族は茶の間に集まり、主としてそこで就寝したと思われる。つまり、個人的生活がまだ確立されておらず、人々の意識にものぼらなかった時代であった。

本図は、明治35年発行の『通俗家屋改良建築法』に載った住宅である。家族数は7,8人とされているが、この人数は明治、大正、昭和を通じて日本の標準的な家族数であった。図をみると、明治半ばを過ぎても、上記の武家住宅とほとんど変わらないことがわかる。ただし、客間8帖につづく居間6帖は、玄関から遠いので次の間ではなく文字どおり家族の居間、寝室である。このことと、便所が2つついていることとが、「改良」たるゆえんであろうか。

床面積は35坪ほどで、武家住宅の大半がそうであるように決して大きくはない。にもかかわらず、出入口が玄関と内玄関、それに勝手口と3つあり、また「書生へや」「女中へや」のあることも、時代相であろう。

便所は、図のように建物の隅、客間の床の間のうしろあたりに設けられるのが一般的であるが、これは臭気や汲み取りの問題と、客と家族の隔離、さらに「方位」を考慮した結果である。

台所の奇妙な図柄は「へっつい」(かまど)と木の「流し」である。両者とも床の上におかれ、調理も床の上にひざまずいておこなわれた。

(近代日本の都市型住宅の変遷 監修 山下和正)

3. 林邸の建造物の特徴

(1) 建造物概要

高知県宿毛市中央3丁目にある林邸は、明治20年代の前半に建築されている。自由民権運動最盛期の明治20年代前半の高知県西南部の幡多郡における拠点になった建造物である。明治25年の第2回衆議院議員総選挙以来、自由党並びにその流れをくむ政党の幡多郡における運動本部となった。林有造、林讓治、林道の親子孫の三代にわたって大臣を輩出した政治家の家「林邸」として周辺には知られている。

広大な敷地は宅地・畑・雑種地で登記されており、宅地は何区画にも分割されているが、面積は2074.19㎡で約629坪の広さである。敷地中央に配置された木造二階建て主屋・付属棟客室・釜屋・離れ棟・倉庫などの木造建造物が残されている。主屋は南北に桁行14間、梁間4間の長方形型で配置され、中央西側に客室3室を有する客室棟が付属する。東側には北側から釜屋・家人室・離れ棟・倉庫が付属して配置され、南北の主軸に対して東西に機能の違う建造物を付属した複雑な建築形式を取っている。

主屋南側部分の4室が連続する座敷棟では西面と南面に開口部がとられ、開口部は板廊下から背景を土壁の築地塀に囲まれて西と南に展開する近代庭園に接している。また、3室が連なる客室棟も板廊下を南にとって南面の庭園に面しており、座敷側とともに客室側からの庭園観賞を考慮した和風座敷の形態をとっている。主屋正面側のアーチ状のむくり屋根をもつ正面玄関の式台は正式の客人用玄関で、この玄関を経由した客人は右から板廊下を経て座敷棟と客室棟に案内される動線となっている。

主屋北側には土間付きの1間半幅の脇玄関があり、家人用の居室や居間・釜屋・食事室が配置される。上級客人と呼ばれることのない中級客人は脇玄関からの応対となった。主屋北東部分に土間付きの裏戸口があることから、周辺住民や知人との応対はここからの往来となったと推定される。

二階には二方向からの階段が用意されており、正式には主屋中央玄関式台南の直通階段が使用され、料理運搬や避難階段としては玄関裏側の廻り階段が使用された。この廻り階段は通常ではほとんど目につく場所にはないことから隠し階段として使用され、食事運搬用と同時に刺客襲来時などの避難の階段として使用されたものと推定される。

二階は北側に8畳の月見の間と呼ばれる客座敷、南側に家人用の和風座敷が8畳と4畳・6畳の連続した座敷が並ぶ。西面と南側に押入れをとる壁面で構成されていることから寝室や物置部屋として使用された可能性が高い。中央部分には直通階段と廻り階段に接した4畳半の部屋がある。二階床面から600mm上がり襖で仕切られ畳床の空間は、正面玄関の真上にあたり玄関から門までが一直線で見通せることから、生活のための空間ではなく、刺客や不審者の監視部屋として設けられたものである。

林有造は宿毛市初代市長の頼田松助の父である大工の頼田安次に京都で近代建築の修業をさせていたことから、安次を林邸建築の棟梁として抜擢した。明治22年に建築したと伝えられる。材料は主として地元産のヒノキやマツ材を調達して使用した。実兄の前北海道庁長官の岩村通俊の世話で運搬された北海道産の貴重なタモの木もこの家の各所に使用されている。正面玄関の切妻屋根のむくりの形状は県内でも他に現存例がなく、正面部分の柱をつなぐ虹梁の上に乗る波型の藁股は宿毛

湾の波を意匠化したもので、アカンサスの懸魚は地域の近代化を意識した意匠彫刻である。

平面図によると一階二階を合わせた全体の部屋数は和風座敷が25部屋あり、県内建造物でも他に類を見ない広大な住居建造物である。高知県の西南地方の宿毛市で自由民権思想の拠点として建築され、我が国の近代化を目指した政治家の特異な住宅形式である。京都で修業した宿毛の大工棟梁の手によるものであるが、建造物内外に近代化の時代の意匠が各所に残ることから、国家が近代化を進める中で、明治20年に建造された住居建造物として全国でも貴重な文化財建造物の物件といえる。

(2) 平面図からの考察

林邸建造物を平面図から考察してみた。建物の延べ床面積は424㎡である。平面寸法は京間寸法で一間が2,015mmで4寸角柱では2,020mmとなる。畳寸法は長手寸法が1,909mmで短手寸法が954.5mmである一階平面図は敷地中央の南北に主屋が配置され、北側ゾーンが二階建て、南側ゾーンに平屋の座敷を配置する。二階に至る二つの階段は北側ゾーンに配置され、一つは直通階段で平常時に使用される、もう一つの廻り階段は隠し階段で、玄関裏側に位置して通常外部の客には見えない位置にある。

月見の間での宴会行事の際などに食事運搬用に使用されたりすることもあったが、明治初期の世情不安な状況から刺客対策の非常階段になることも考慮された階段である。玄関式台裏の廻り階段と3畳の小部屋(6)は書生部屋で刺客対策の空間でもあり、近世期の書院造横の帳台構えの構成を想起させる。

主屋北側には、正面玄関と式台・土間付きの脇玄関と式台の間(3)・裏玄関としての戸口が付き、4畳半座敷が二間続きなどで構成される。北側4畳半は茶の間で、釜屋に付属して家人用の食事室に位置づけられる。中央部の東西につながる3室の和風座敷構成は、8畳の間(7)は南側につながる演説・宴会用のつなぎ空間座敷、4畳(8)は畳廊下を兼ねた東側の6畳の間(9)につながる座敷となる。東側に雁行する板廊下が茶の間方向につながっていることから、家人用の居間空間と考えることができる。

南側ゾーンには座敷が一直線に連続する。6畳の間(10)・8畳の間(9)・10畳の間と連続して、襖を開放すると一直線の二間×八間で32畳の空間が出現する。この空間はやはり政治的な議論や演説、宴会用に使用された空間で、南側と西側に開放され、南西側に展開する近代庭園の鑑賞にも連結されたものである。

主屋に付属する建造物としては北側の釜屋、家人の居間、南側に離れ棟があり、8畳の間(18)・4畳の間(19)と倉庫棟がある。大広間の裏側は壁面を設け、東西の経路を遮断している。家人用の居間(9)から4畳の間(8)を経て、板廊下伝いに南に進むと離れ棟があり、林家の祖父母関係者が起居していた部屋につながる。

主屋中央部には西側に3室につながる便所付きの客室棟がある。この3室はすべて南向きの部屋で6畳の間(13)、4畳半の間(14)、4畳半の間(15)はこの屋敷で一番環境的に安定した部屋であることから、県内外からやってきた客人の宿泊や休憩に使用された部屋と思われるが、当初の名称は聞き取りから有造さんの部屋(13)夫婦寝室(14)納戸(15)に使用されていたらしい。部屋の造りからも、一階南側の広間座敷の(10)(11)(12)の床柱は黒檀、京風な和紙張り建具、材料や欄間などの意匠も凝った造りであり、最上級の和風座敷の印象であるが、客室棟では優れた材料や欄間・床の間などの意匠を見ても客用の空間といえよう。ただし、昭和初期に林邸で住み込みのお手伝いをしていた方

からの伝承では、この客室棟は昭和初期には家人が生活の場にしていたという話であることから、実際は家人の居室として使用されていた話と合致する。

この方は土居下の林邸周辺の大正5年生まれの方で、18歳か19歳の時に林邸で住み込みのお手伝いをしていたそうである。当時は住み込みのお手伝いさんが3人ほどいて家の使用人として様々な手伝いをしていたそうである。それらの伝承を加味すると、明治20年代には政治的状況から演説や宴会はこの家で行われており、客室棟は客人の宿泊休憩用に計画された。客室棟は南側に板廊下を取り、庭園が望める位置にあり、主屋南側の座敷棟も同じく西側に板廊下を設けて庭園が望める位置にあった。そのため、この二つの直行する各室からは庭園が望め環境的にも一番いい条件の空間であることから、ハレの空間と考えることができる。主屋東側の釜屋・家人居間・離れ棟などは裏側にあたるケの空間ということが出来る。近世末期から近代期に移る過程で住宅の形式は大きく変わるが、これだけの広大な住居形式においては近世期から伝わるハレとケの空間構成をしっかりと考えた計画を立てる時代でもあったと想像できる。

二階部分には一階からの直通階段で二階に至る。北側ゾーン上部には8畳の間(21)の月見の間があり、東西北三方向が開放で部屋周辺には板廊下を廻し、外部手すりには角部分に宝珠柱を持つ古い形式の手すりを配置する。南側には8畳の間(23)・畳の間(24)・6畳の間(25)が並び、南側が壁面であることから宿泊用として計画された部屋である。(25)の床には床板を外して階下の家人用の便所に降りる梯子が配置されており、ここにも時代背景を表した刺客用の避難階段が計画されている。これらの部屋は東側・北側・西側に板廊下を廻し、明治期には松田川を望む部屋として計画された可能性が高く、月見の間の床や付け書院や東側6畳の間の床飾りは意匠的にも優れたもので、京風の数寄屋造りの意匠が随所に見られ、県内でもあまり類を見ない。中央部の4畳半の間(22)は二階床から一段上がった部分に床面を取り、玄関式大上部から敷地門まで一直線に眺望でき、廻り階段や直線階段にもつながることから、刺客や不審者からの監視部屋としての機能が大きい。手すり付きの板廊下部分は外周部を雨戸で囲う形式としているが、雨戸仕舞でないときのことも考慮して外周部の傾斜した勾配を持つ板廊下である。

(3) 断面図からの考察

主屋・客室棟・離れ棟はともに床高は450mmで、一階床面での高低差はさほど見られない。中央部の直通階段は一階床面から二階床面までが11段あり、蹴上げが270mm、踏み面が310mmで、階高が2,970mmとなる。踏み面部分は30mm厚の板材を載せ先端からけこみ板部分まで50mm出す。二階廊下部分は二階床高から50mm下がりととなるが、室内空間の座敷部分は二階床面と同じである。二階座敷部分の障子建具の開口部の内法高は1,740mm、天井高は2,320mmとする。

小屋裏部分は和小屋小屋組みで一間おきに合掌を配置する。二階柱上部に和小屋組みの梁(260×120)を通し直行する牛梁(260×210)、上部に束柱(90×110×450)を載せて中間部分に貫(20×110)を通す。束柱上部に直行する梁材(240×110)を掛けて上部に丸桁(Φ200mm)、その上に再度束柱(120×120)を組み、棟木(120×120)を組む。母屋(110×110)を経由して垂木(70×50)を渡して野地板を張る。小屋組みの構造としては大きく変わる部分は見られないが、一番下の陸梁面から上が後年の改修により部材の交換がされており、すべての部材が当初の部材とは言えない状況である。特に垂木や野地板部分は新材も見られることから昭和期に一度屋根部分の改修がされている状況が見受けられる。

主屋屋根の瓦状況から見て棟部分は大きな変化は見られないが、北側ゾーンの二階建て部分屋根の寄棟屋根は少し変形が進みつつある。南側ゾーンの平屋寄棟屋根の隅部分の垂木の傷みが発生しており、軒先の瓦部分が大きく変形を起こしていることから雨漏りが進行していると思われる。変形の進んでいる軒先の垂木や野地板部分の修理を実施するとまだまだ形態は残すことができる。

(4) 立面図からの考察

立面図からは建造物全体の形態を検証する。主屋屋根の形態は木造寄棟造り棧瓦葺き二階建て平入り(北側ゾーン)、同じく木造寄棟造り棧瓦葺き平屋平入り(南側ゾーン)である。客室棟は寄棟造り棧瓦葺き平屋平入り、釜屋は切妻造り棧瓦葺き妻入り、家人用居間部分も東側に突き出た寄棟造り棧瓦葺き二階建て、離れ棟部分は切妻造り棧瓦葺き平屋、倉庫棟も切妻造り棧瓦葺き二階建て平入りとする。この時代の建造物としては木造寄棟造り棧瓦葺きが主体であり、林邸も主要な建造物ではこれらの構成を踏襲しているといえる。

瓦は右瓦主体で左瓦は全く見られないことから、宿毛市内では高知県内の各地で見られる暴風雨に対する右瓦と左瓦の葺き分けがなされてなかった可能性が高い。瓦の産地の生産方式にもよるが、高知県内の瓦産地からの運搬が宿毛市内にはなくて愛媛県からの搬入によることが多ければ、歴史的建造物の右瓦主体の屋根の葺き方になることも考えられる。近代期の幡多地方の瓦生産の調査研究が待たれる。

主屋立面図では北側ゾーンの西側立面図が参考になる。正面玄関部分は円型アーチ状のむくり屋根で棧瓦葺き虹梁の間に波型の臺股や懸魚の彫刻が付く。周辺の外壁は一階部分が玄関右側の腰壁が押縁付きの下見板張り、上部に板戸の雨戸と矢羽張りの戸袋意匠、左側脇玄関部分は板戸に押縁付き下見板張りの戸袋、その右に格子付きの一間幅窓に縦羽目板張りの戸袋、左官仕上げは土佐漆喰塗りとする。上部は一間幅の下屋付きの瓦屋根でそれを支える波の意匠を彫刻した持ち送りが付く。

二階は腰部分を縦羽目板張りとして上部は真壁の土佐漆喰塗り、月見の間開口部は全面開口とする。板戸をしまい込む戸袋は押縁付きの下見板張り、中央部の監視部屋の開口部には田の地窓枠のガラス戸がはめ込まれている。窓周辺には格子の枠が残されていることから格子戸形式になっていた。

高知県の近代和風建築の中で取り上げられた建造物であるが、外観全体から見て、この建造物の近代化の特徴とは何か。近代和風とは幕末から昭和20年くらいまでの近代期にかけて近代の影響を受けた建造物をさすが、林邸の場合は総二階に近い北側ゾーンの建造物は一般的には他でも見られるものかもしれないが、その正面玄関部分がこの建造物の近代化の大きな特徴を示しているといえる。

正面玄関部分の虹梁上の波型臺股は宿毛湾の波を意匠化したものである。正面玄関部分の式台の形態も近世期のものの踏襲に近いが、個々の近代化へ転換した意匠は明らかである。北海道産の貴重なタモ材を使用して舞良戸を作製していることも特徴的である。枠組みは小襖の意匠にもあるものだが、木枠で立体化して唐草紋を洋風化しており、その後側にタモ材の1枚板を張り付けた意匠は、近世からの舞良戸の伝承を近代の材料と意匠でまとめているといえる。正面玄関に至った客は異様な模様の板材の意匠に驚きと興味を隠せなかったといえる。同じく玄関上部のケヤキのアカンサスの唐草の懸魚にもそれは現われている。

南側ゾーンの平屋寄棟部分は客座敷としてはよくある外観様式である。平屋の屋根に寄棟屋根をかけ、一間幅の下屋を西南面の屋根にかけている。10畳の間の外部畳は二間半に通常なら5枚の障

子を入れるところに、4枚障子を入れることで中央からの引き分けを考慮した建具構えになっている。10畳の間の内部床柱は東南アジア産の黒檀、8畳の間の床は二間幅にタモ材を張り付けた段差付き地袋と床を配置し、上部にはケヤキ材の近世期の違い棚の正当な形式を持つ城楼棚を取り付ける。林邸の近代を意識した時にこれらの要素が大きくこの建造物を特徴づけているといえる。

(5) 天井伏図からの考察

主屋北側ゾーンの天井部分は、一階部分が正面玄関式台、北側座敷の(1)(2)(3)(4)の部屋の天井はすべて根太天井である。幅110～90mmの二階を支える梁を組み込んで、300mm幅の床板を敷き込んでいる。釜屋部分の天井には現在は新建材を張り付けているが、当初のものは天井の梁部分が見出しであったと思われる。切妻屋根で和小屋梁棧瓦葺の低い天井のもので当初の形態は十分残されている。中央部の東西の座敷部の天井は(7)が棹縁天井、南北に棹を8本配置して、東西に杉の柂目板材を14枚、同じく(8)は南北に棹を3本配置、東西に柂目板材を19枚、同じく(9)は東西に棹を7本、南北に正目板材を9枚張る。

客室棟の(13)は南北に棹を5本、東西に柂目板材を7枚、同じく(14)は東西に棹を5本、南北に柂目板材を10枚、同じく(15)は東西に棹を5本、南北に柂目板を10枚配置している。向きの違いは床の間がどちらにあるかによるもので、棹縁の位置を変更させている。

主屋南ゾーンの座敷部分では、(10)で東西方向に棹縁を5本、南北方向に柂目板を11枚貼り付け、(11)では南北方向に棹縁を7本、東西方向に柂目板を11枚貼り付け、(12)では南北方向に棹縁を7本配置して、東西方向に柂目板を15枚配置する。こちらも座敷の大きさよりも床の位置の方向によって棹縁を床と並行に配置することに徹している。

離れ棟の部屋は、(18)は東西方向に棹縁を7本配置し、南北方向に柂目板を18枚配置する。(19)は南北に棹縁を3本配置して、東西方向に柂目板を20枚配置する。倉庫部分と離れ部分をつなぐ建造物も畳座敷の場合は竿縁天井の形態をとっている。(20)は東西方向を棹縁4枚配置、南北方向を16枚配置して(19)と同じ4畳の形態の部屋だが長手方向に棹縁を3本配置して、短手方向には16枚から20枚を配置している。この場合は4畳の部屋はつなぎの空間として物置や通路として使用されており、板床となるのはまだまだ先の時代になるようである。

(6) 床下と小屋裏

断面図は3か所を切り取っている。1か所は主屋二階部分、2か所目は平屋の客間座敷部分(11)、3か所目は家人居宅部分(13)を切り取っている。主屋2階部分の1階は(5)(6)の部屋部分、2階は(22)の監視部屋部分である。床高は620mm、1階階高は2,970mm、2階階高は2,360mm、全体の棟高は8,190mmである。床下は長辺が400mmから500mmの浜石の礎石上に床束をのせる。間仕切り部分と部屋中央に大引きを配置して、根太掛けから根太を東西に配置する。その上に厚さ1寸で幅300mmの床板を張り、上部に畳をのせている。基礎石の上にあった床束が所々抜けている部分、ブロック配置した束の配置があることから、床下は後年にシロアリ被害や束の腐朽から取り替えた部分がある。礎石上に乗っている束については、当初のものが多いが、現在は雨漏りにより床板の状態にしている。

小屋裏は(11)上部については梁材や小屋束材、貫材ともに当初のもので、今年の工事跡は見られない。2階部分については雨漏りのためか、陸梁は当初のもので束材や貫材は貫跡や新材が見られる

ことから、後年の修理が入っている。そのため、束材・貫材は新材で、梁材・母屋材・棟木材は当初のものである。小屋裏の形式は大梁を中央で交差させ、半間置きに小屋束、その上部に母屋材を配置して、束材をつなぐ貫を一段設置し、母屋材の上に50mm角の垂木を配置する。これらは和風小屋組みの形式を採っている。野地板から上は新材のため昭和期に一度屋根修理を実施している。屋根勾配は寄棟造りの5寸7分勾配で屋根瓦は棧瓦葺の右瓦を使用しており、左瓦は全く使用されていない。

(7) 庭園と植栽

林邸の庭園は南北の主屋建造物と西側の付属建造物から南側と西側に望める庭園として当初から整備されたもので、敷地南西側隅の庭園が主体となっている。他にも植栽された庭部分はあるが、後年の追加のもので当初の庭園としての植栽とは考えにくい。

西側道路側と南側道路側から見ても、南西側の植栽がこの敷地の大きな部分を占めており、樹種の幹の寸法からして、この部分に近代期の庭園が配置されていたといえよう。主屋座敷3室と家人用3室からの縁側越しの南および西に庭石と樹木が配置された近代期の観賞用の庭園である。庭中央部に高さ500mmの小山を設けて、その部分に当初に植栽されたと思われる桜木のソメイヨシノを2本配置している。小山の周辺に近隣で産出された石材を配置しているが、池泉や石橋、飛び石などは無く、近世期の庭園とは大きく異なるが、庭園としての形態は残している。

小山周辺には築地塀に沿って様々な樹種が植栽されており、後年期のものもあるが主として近代期の林邸建造物の庭園として配置されたものである。南西庭樹木の種類と目通り寸法は、センダン1.0m・キンモクセイ0.5m・カエデ0.3m・ヤマモモ0.5m・カシ0.6m・サクラ1.3m・その他に小径木として竹・ナンテン・ツバキ・サルスベリ・クチナシ・ヒイラギ・スゲ・ヤツデ・マンリョウ・サカキ・シュロ・サザンカなどが見られる。大径木は当初かそれ以前からの樹種で、小径木は昭和期の観賞用としての家人が楽しむための庭木として植栽されたものである。小山から南には散策路もあり、庭樹を楽しむ近代散策庭園としての要素も持つ。近代期の建造物と庭との関係を残す貴重な庭園である。

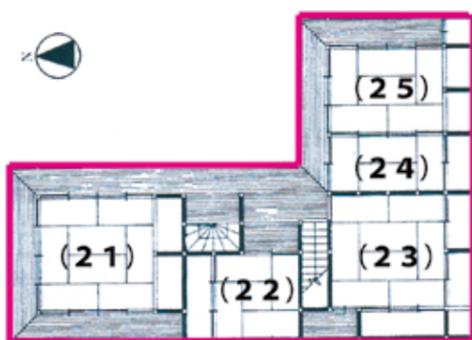
門から玄関までの通路沿いにはナンテン・カエデ・モミ・梅・ツゲなどが見られるが後年の植栽がほとんどである。北東側の釜屋東側の植栽は数本の柿や梅の果実種が見られる。

(8) 建造物の価値

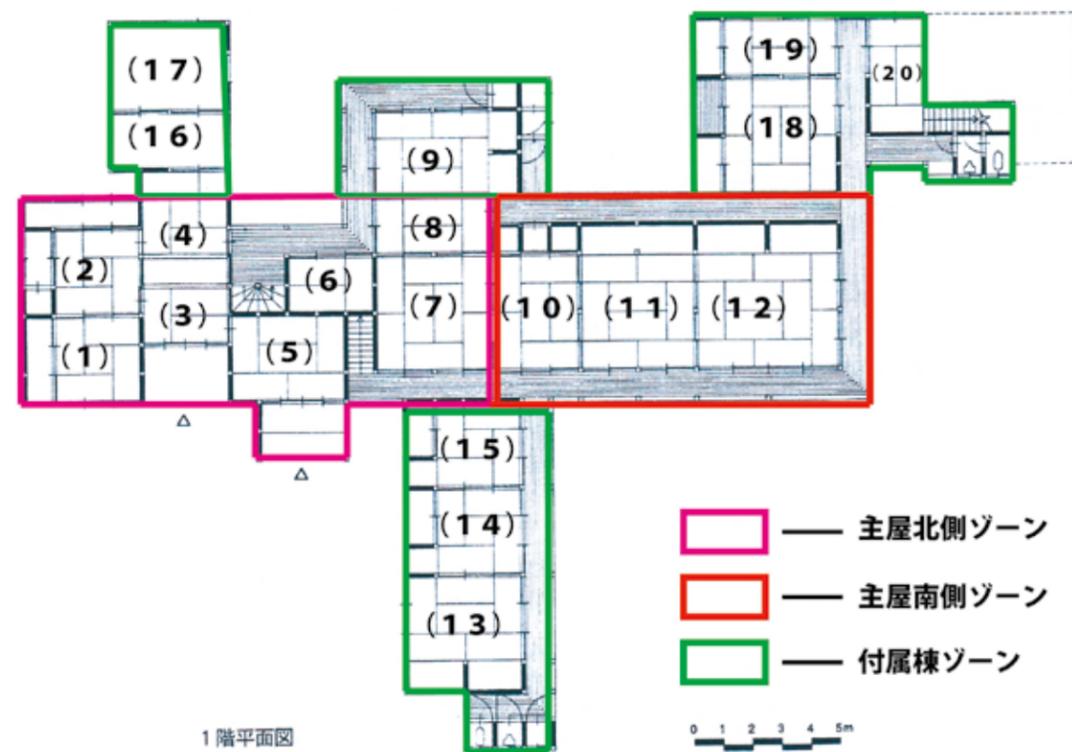
明治22(1889)年に建築されたこれら建造物は、敷地面積2,075㎡と建造物延面積424㎡の規模である。これだけの規模の歴史的な住居建造物は宿毛市内ではもちろんのこと、高知県内にも残されていない。幕末期から近代期初期の建築様式で建築されており、和風建築を基調にして、社寺建築や洋風建築、近代建築の要素を各所に取り込んでいる。当主の林有造は頼田安治を京都で修業させ、自由民権運動の幡多郡での拠点となった建造物の棟梁として建築させた。和風座敷は1階が20室、2階が5室で合計25室の座敷が大玄関から4室連続の客座敷を中心に板廊下で繋がれている。高知県の自由民権運動の活動の場となった、会合用の和風座敷を持つ政治家の住居形式は全国でも特異な事例といえる。近代初期の和風住居形式と合わせて、幡多郡での自由民権運動の大きな拠点活動の場となった敷地一式が建造物・庭園・敷地塀とともに残されており、当時の政治状況と思想を想起させる住居形式は、高知県の近代和風建築の価値ある文化財建造物である。

(文責：高知県文化財保護審議会委員 溝渕博彦)

平面図と部屋番号



2階平面図



1階平面図